

入札心得

三好市

(目的)

第1 市が発注する工事等（委託業務、物品購入も含む）の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、三好市契約規則（平成18年三好市規則第46号）、その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、市が指示した設計図書、仕様書、現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記設計図書、仕様書を指定期間内に閲覧しなかった者及び現場説明会に参加しなかった者は、当該入札に参加することが出来ない。入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

2 入札参加者は、指定した場所及び時刻までに出席せず、若しくは執行者の許可なく入札場所を離れた場合は棄権とみなす。

3 入札参加者は、入札関係書類様式（以下「様式」という。）第1号により入札書を作成し、封書に入れ指定した場所に提出しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

4 紙入札においての入札書は、楷書で明確に記入するものとし、金額についてはアラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

5 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後）は、その書き換え、引き換え又は撤回をすることは出来ない。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第2号）を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

7 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名 ㊟

復代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人 氏名 ㊟

(入札の辞退)

- 第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが出来る。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前には、入札辞退届(様式第3号)を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)で行う。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札確保を妨げた者若しくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

- 第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 指名競争入札の場合、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。
- 3 前号によって取りやめた案件を再度通知した入札の場合は、入札参加者が1人のみとなった場合でも落札者を決定することができる。

(当該入札が無効となる事項)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一の入札において 2 以上の入札書を提出した者の入札
- (2) 他人の代理人を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札
- (3) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書に記名押印のない入札（電子入札の場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額その他記載事項が脱落し、又は不明瞭で確認できない入札
- (6) 工事価格等（委託業務、物品購入はそれぞれ業務価格、購入価格とする）を公表している入札において、公表した当該価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (7) 入札参加資格のない者が行った入札
- (8) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (9) 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- (10) 前各号に定めるものの他、入札に関する条件に違反した入札

（当該入札が失格となる事項）

第 7 次の各号に該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回る入札者
- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、三好市建設業者等指名停止等措置要綱（平成 18 年三好市告示第 83 号）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は三好市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年三好市告示第 19 号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者がした入札
- (3) 確認資料について、「徳島県電子入札システム運用基準」において指定するもの以外で提出した入札
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適當であると認められる者がした入札

（落札者の決定）

第 8 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札額とする。ただし、最低制限価格を設けた入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者の内、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める（電子入札システムによる入札においては電子くじによるものとする。）。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(契約の締結)

第 9 落札者は、落札の申し渡しを受けた日から起算して、10 日(三好市の休日を定める条例(平成 18 年 3 月 1 日条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)以内に契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。ただし、当初設計金額が 500 万円未満の場合、また発注者が認める場合は、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する。

2 落札者は、前項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 10 入札者は、入札後この心得、その他の入札の不知及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(最終改正 令和 4 年 4 月 1 日)